特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉システム　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、障害者福祉システムにおける特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山陽小野田市長

公表日

令和8年7月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	障害者福祉システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表の8の項、9の項、20の項、21の項、50の項、51の項及び117の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（11，15，20，42，75，80，81，144及び155の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（42、80及び125の項） （情報照会の根拠） ・11，14，15，16，19，37，75，92，93，119，145，146及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市　福祉部　障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市　総務部　総務課　総務法制係（電話）0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市　福祉部　障害福祉課　障害福祉係　（電話）0836－82－1170
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、”対象者以外の情報”や”必要な情報以外の情報”を入手するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は[十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定	・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定	事前	―
令和3年11月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第一の8の項、11の項、12の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条	番号法第9条第1項並びに別表第一の7の項、8の項、11の項、12の項、33の3の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条	事前	―
令和3年11月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（15、26、50、56の2、57及び87の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（26、56の2及び87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項	（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（15、26、50、56の2、57及び87の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（26、56の2及び87の項） ・番号法第19条第8号、別表第二10の項 （別表第二における情報照会の根拠） ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項	事前	―
令和6年10月1日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第一の7の項、8の項、11の項、12の項、33の3の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条	番号法第9条第1項並びに別表の8の項、9の項、20の項、21の項、50の項、51の項及び117の項	事後	番号法の改正（令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行）に伴う修正
令和6年10月1日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（15、26、50、56の2、57及び87の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（26、56の2及び87の項） ・番号法第19条第8号、別表第二10の項 （別表第二における情報照会の根拠） ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（11，15，20，42，75，80，81，144及び155の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に障害者（児）福祉に関する情報が含まれる項（42、80及び125の項） （情報照会の根拠） ・11，14，15，16，19，37，75，92，93，119，145，146及び155の項	事後	番号法の改正（令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行）に伴う修正
令和6年10月1日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	法制係	総務法制係	事後	市機構改革に伴う修正
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	―
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	―
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式の変更に伴う新設	1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	―

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	―
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、"対象者以外の情報"や"必要な情報以外の情報"を入手するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は[十分である]と考えられる。	事前	―
令和8年7月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定	・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	―
令和8年7月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	障害者福祉システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー	障害者福祉システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)	事前	―
令和8年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和8年7月1日	事前	―
令和8年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和8年7月1日	事前	―
令和8年7月1日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	―